

●香川県告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成20年4月26日から編入する旨、三木町長から届出があった。

平成20年4月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

木田郡三木町大字池戸字四角寺	木田郡三木町大字池戸字横上1246、1260、1261の1、1261の2、1262、1264の1に隣接する道路、水路である町有地の全部及び1245の地先の道路である町有地の全部 木田郡三木町大字井上字西山田596の1の一部、596の2の一部、596の4の一部、597の一部、597の乙の一部、614の2の一部、615の2の一部、616、617の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字四角寺1064の6、1065に隣接する字西山田の水路である町有地の全部
木田郡三木町大字池戸字横上	木田郡三木町大字井上字草田221の1の一部、222の一部、236の一部、238の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部
木田郡三木町大字井上字西山田	木田郡三木町大字池戸字四角寺1092の1の一部、1092の2の一部、1159の1の一部、1159の3の一部、1159の5の一部、1160の一部、1161の一部、1165の1から1165の3までの各一部、甲1167の一部、1168の1、1168の2、1169の1の一部、1169の2の一部、1232の1の一部、1232の2の一部、1233の1の一部、1233の2、1234の1の一部、1234の2、1235の1の一部、1236の1の一部、1236の2、1237の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに1164の地先の道路、水路である町有地の一部
	木田郡三木町大字井上字池下703の一部、704の5の一部、706の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	木田郡三木町大字井上字上所868の1の一部、868の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部並びに字西山田404の1、405の1、533、534の1に隣接する字上所の水路である町有地の一部、字西山田410の1、410の2、415の1、416の地先の字上所の水路である町有地の全部
	木田郡三木町大字井上字草田224の一部、226の一部、227の1の一部、228の1の一部、228の2、229、230の1、230の2、231から233まで、235から

	238までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
木田郡三木町大字井上字池下	木田郡三木町大字井上字西山田540の1の一部、542の1の一部、542の3の一部、696の1の一部、697の1の一部、697の3の一部、698の2、698の3、699の1から699の3まで、700の2、701の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部
木田郡三木町大字井上字上所	木田郡三木町大字井上字西山田401の1、402の1の一部、403の1の一部、404の1の一部、404の2の一部、405の1の一部、405の2、406の一部、410の1の一部、534の3、539の1から539の4までの各一部、540の1の一部、540の2、540の3、541の1の一部、541の2の一部、541の3の一部、542の1の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である町有地の全部
木田郡三木町大字井上字草田	木田郡三木町大字井上字西山田314の18に隣接する水路である町有地の全部